

2019・1・15

木林事務局長 様

吉岡 政昭

本日、メールで要求していた回答を頂きました。
なお、一言触れておきたい点もありますので、申し上げます。

1, すでに「荒打ち」が終わった議事録の提供に関する回答について

(回答) 2019・1・15

12月28日にファックスで送付した資料のとおり、「法律的にはこれに
応ずる義務はない。」とありますので、議会事務局長としてその
とおりに対応する考えです。

ただ、議会事務局長として協力できる場所があるとするならば、会議録
署名議員が署名をする前であっても、議会事務局長の職員（臨時職員
以外）が目を通した議事録は提供しませんと以前から申し上げている
とおりです。

(一言) ①最初から、こうした「下線部分の対応」であったならもめなかったのに、
というのが、一番目の感想。

事実は『以前から申し上げているとおりです』ではなかったけれど、
「これにて了」とします。ぶり返すことは無意味なので。

2, FAX における非難に関して

人を殴るようなことをして置いて『無駄なやりとりで発展するのが目に見えている』
から、答弁書については、『答える気はありません』などとの対応はいかがなものか
と思います。がしかし、答える気がないなら、それはそれで結構ですが、事実関係
だけは申し上げておきます。

木林さんは、吉岡に FAX で次のように述べました。(全文)

「私（木林）は答弁書の中身のことは一切触れていません。
答弁書はないものとして扱うようと議長が議員控え室で皆さんに
説明したにも拘わらず、吉岡議員は1度ならず2度も、一般質問の
時間がないし答弁書があるから答弁しなくともいいという趣旨の
話をしたので、約束を守らない人と信頼関係はないと言ったので
す。」（12月28日）

6月議会の議事録（録画音声も同じ）

「3番吉岡です。事前に町の方から答弁書なるものを頂いておりますけれども、あれをただ単に読み上げてるだけで1時間近くになってしまいそうな分量ですから、私の質問に対してはですね、YESかNOかっていう意味の質問があったときは、それだけ答えて結構です。

さらに追加して質問がある時は説明していただきたいと思います。更にですね、議会条例には反問権というのがありますから、反問権を使うということで、議長の許可を得て頂ければ、私の質問時間にカウントされませんから、そういう使い分けもお願いしたいと思います。」

木林さんは上記のFAXで次のように述べていますね。

「吉岡議員は1度ならず2度も、一般質問の時間がないし答弁書があるから答弁しなくともいいという趣旨の話をした」と批判しています。

しかし、この指摘は、事実と違っていませんか？

議事録と町のHPの録画（音声）で確認しましたが、一つはかなり不正確ですし、もう一つは事実とは全く異なり虚偽に類するものです。

（質問1）

私の発言のどの部分が、「答弁書があるから答弁しなくともいいという趣旨の話」につながりますか？

今回こそ、木林さんの「見解と釈明」を求めます。

この件でも、木林さんに回答を求めましたが、未だ頂いておりません。改めて伺います。

（疑問）

上記の議事録のアンダーラインは、木林さんが指摘した一つの部分に比較的近いかも知れないと思われる発言の部分と言いたいのかも知れませんが、木林さんサイドに立ってどう読み込んでも、「一般質問の時間がないし答弁書があるから答弁しなくともいいという趣旨の話」にはならないのはありませんか？

私の発言のどの部分が、「答弁書があるから答弁しなくともいいという趣旨の話」に

つながりますか？

なお、6月議会での別な場所で（議事録で）木林さんが指摘するような私の発言があるのであれば、示してください。確認します。

（質問2）

木林さんは私への反論の中で「私（木林）は答弁書の中身のことは一切触れていません（指摘していない）」と言いました。

これは、「（吉岡が）質疑で答弁書の中身に触れていないから議長の説明に違反していない。ただ単に、読み上げるだけで1時間近くになってしまっただけだ」との私（吉岡）の主張に対する反論ですから、木林さんは「質疑で答弁書の中身に触れなくとも、つまり、『答弁書ではこうなっているじゃないか』など一切触れなくとも、議長の説明に違反している」と言っているのですか？

（質問3）「約束を守らない人」という最大限の侮辱

木林さんは私に「議長が議員控え室で皆さんに説明したにも拘わらず」（議長の説明）を無視するので「約束を守らない人と（は）信頼関係はないと言った」のだと述べました。

木林さんは、『説明』と『約束』の言葉の使い方に混乱があるのではありませんか？

そもそも「答弁書はないものとして扱うよう」との議長の「説明」にあった「ないものとして扱う」の意味の理解に、違いが生じていたことが明らかになっているではありませんか？

従って、私の中では、『説明の理解に齟齬をきたした』との認識はありますが、『約束守らなかった』という認識は全くありません。

「『ないものとして扱う』とは、『主張の根拠にしない』との理解であることは、今もって変わりません。

「『答弁書はないものとして扱うよう』という議長の発言を『答弁書の中身に触れて議論するな』という意味に理解されることが、実際あるということです。私的には、これが自然な理解だと思いますがどうでしょうか？

それを勝手に『説明したから約束した』などと、決めつけ、批判するのはいかがなものですか？

一方的に一線を越える侮辱をしておいて『お答えする気はありません』とは、かなり常識を越えた対応ではありませんか？

3、「報復的懲罰的処置」について

6月議会での私の質疑の際、『答弁書に触れた』との判断で、こともあろうに全議員に対して、それまでのいわゆる答弁書なるものの提供がなくなることになりました。
このような全員に対する「報復」『懲罰』にも似た対応は、いかなるものかと強い疑問を感じざるを得ません。

(質問4) そこで伺います。

「もし、答弁書なるものに(少しでも)触れたら、議員全員に答弁書を出さないこととする」などの発言や警告があったかどうか。事実を確認し回答してください。

いわゆる『答弁書』は、私的には、必ずしも必要なものではなく、丁々発止、当局と議論を交わせることの方が、真剣勝負となり、大いに結構なことです。

ただ、議員の中に、「いわゆる答弁書」なるものを必要としている議員がいるかも知れません。

罪(?)のない議員にまで『報復』『懲罰』する必要はないだろうと思う次第であり、不満・批判を吉岡に向かわせようとする姑息な動機か、または役場職員の労働力軽減のために、今回の件を口実に、私をスケープゴートにしたとの疑念を抱かせるものです。

従来 of 慣例から必要な人には、渡すべきことだと思っているので再考を求めます。

但し、重ねて申し上げますが、吉岡には必要ありません